

(一般利用者用)

泉佐野レンタサイクル利用規約

この規約は、泉佐野レンタサイクル「さのちゃり」を利用させていただくにあたり、利用者に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用方法

利用する時には、運転免許証や学生証などの身分証明書をご持参いただき、利用承認申請書に必要事項をご記入いただきます。

申請書を係員に提出していただき、本人確認や不備がないかを確認した後、係員がレンタサイクルをお持ちします。

自転車は、あらかじめ点検調整を行っておりますが、ご利用になる前には必ずブレーキやハンドルなどに不具合がないかを確認して下さい。

2 利用料金

1日200円です。

3 利用時間

10:00~18:00です。(貸出は17:00までです。)

4 利用条件

貸出・返却ともに営業時間内に行ってください。

貸出・返却は1日毎で、原則として日を連続して貸出しすることは出来ません。

お一人様に同時に2台以上の貸出しは出来ません。

5 対象年齢

中学生以上であれば、どなたでもご利用できます。ただし、中学生の利用は保護者同伴の場合に限ります。

6 自転車の故障について

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持ち込んで下さい。

貸出場所までの持ち込みが困難な場合は、受付(0120-106-193)までご連絡下さい。

利用者の意図的な行為に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当貸出所に起因する場合を除いて当貸出所は一切責任を負いません。

7 自転車の盗難・紛失について

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに受付まで連絡してください。さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、損害を賠償していただく場合があります。

8 事故について

利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、当貸出所は一切の責任を負いません。

利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに当貸出所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、当貸出所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当貸出所が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

9 自転車や鍵の紛失・破損について

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として1,000円を徴収させていただきます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、損害を賠償していただく場合があります。

10 禁止事項

利用者は、以下の行為をしないで下さい。

(1) 飲酒、無謀乗車、携帯電話の利用や傘をさしながらの乗車、その他交通法規に違反する行為。

(2) 危険箇所、不適切な場所での利用。

(3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自動車の交通障害となるような道路での駐輪。

(4) パンクなどの故障発生時に運転を継続すること。

(5) 自転車を利用申込者以外の第三者に利用させること。

11 利用の取り消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還して頂きます。

また、利用規約の違反により当貸出所もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

12 アンケートのお願い

貸出時に利用者アンケートをお渡ししますので、記入のうえ返却時に提出してください。

ご協力お願いいたします。

『平成23年11月10日改定』

<お問い合わせ先>

レンタサイクル事業運営主体

泉佐野市観光協会

電話：072-469-3131

レンタサイクル貸出・返却窓口

シーズラケットクラブ

電話：0120-106-193

(シーズラケットクラブ利用者用)

泉佐野レンタサイクル利用規約

この規約は、泉佐野レンタサイクル「さのちゃり」を利用させていただくにあたり、利用者に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用方法

利用する時には、利用承認申請書に必要事項をご記入いただきます。

申請書を係員に提出していただき、不備がないかを確認した後、係員がレンタサイクルをお持ちします。

自転車は、あらかじめ点検調整を行っておりますが、ご利用になる前には必ずブレーキやハンドルなどに不具合がないかを確認して下さい。

2 利用料金

無料です。

3 利用時間

10：00～18：00です。(貸出は17：00までです。)

4 利用条件

貸出・返却ともに営業時間内に行ってください。

貸出・返却は1日毎で、原則として日を連続して貸出しすることは出来ません。

お一人様に同時に2台以上の貸出しは出来ません。

5 対象年齢

中学生以上であれば、どなたでもご利用できます。ただし、中学生の利用は保護者同伴の場合に限ります。

6 自転車の故障について

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持ち込んで下さい。

貸出場所までの持ち込みが困難な場合は、受付(0120-106-193)までご連絡下さい。

利用者の意図的な行為に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくこととなります。

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当貸出所に起因する場合を除いて当貸出所は一切責任を負いません。

7 自転車の盗難・紛失について

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに受付まで連絡してください。さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、損害を賠償していただく場合があります。

8 事故について

利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、当貸出所は一切の責任を負いません。

利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに当貸出所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、当貸出所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当貸出所が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

9 自転車や鍵の紛失・破損について

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として1,000円を徴収させていただきます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、損害を賠償していただく場合があります。

10 禁止事項

利用者は、以下の行為をしないで下さい。

(1) 飲酒、無謀乗車、携帯電話の利用や傘をさしながらの乗車、その他交通法規に違反する行為。

(2) 危険箇所、不適切な場所での利用。

(3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自動車の交通障害となるような道路での駐輪。

(4) パンクなどの故障発生時に運転を継続すること。

(5) 自転車を利用申込者以外の第三者に利用させること。

11 利用の取り消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還して頂きます。

また、利用規約の違反により当貸出所もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

12 アンケートのお願い

貸出時に利用者アンケートをお渡ししますので、記入のうえ返却時に提出してください。

ご協力お願いいたします。

『平成23年11月10日改定』

<お問い合わせ先>

レンタサイクル事業運営主体

泉佐野市観光協会

電話：072-469-3131

レンタサイクル貸出・返却窓口

シーズラケットクラブ

電話：0120-106-193